資料2

適正な施工のための
技術者の役割等の明確化

目次

（１）技術者の職務

①主任技術者等の職務（役割）の明確化

②工場製品に関する主任技術者等による品質管理の役割（職務）

③主任技術者等の責任者を明確化する仕組み

主任技術者等の職務（役割）の明確化

国土交通省

【前回までの議論】

○ 主任技術者等の職務を大きく２つに整理。どちらに該当するか判断出来るよう整理が必要

	タイプＡ	タイプＢ
役割	○下請を含む請負部分全体の統括的施工管理	○請負部分の施工管理
施工計画の作成	○下請を含む請負部分全体の施工計画書（または施工要領書）の作成 ○下請の作成した施工要領書の確認 ○設計変更等に応じた施工計画書等の修正	○元請が作成した施工計画書等に基づき、受注した請負部分に関する施工要領書の作成 ○元請等からの指示に応じた施工要領書の修正
工程管理	○下請を含む請負部分全体の工程管理 ○下請間の工程調整 ○朝礼、巡回、工程会議等の開催、参加	○請負部分の工程管理 ○朝礼、工程会議等への参加
品質管理	**○下請からの報告及び必要に応じた立ち会い確認、事後確認等の実地の確認による請負部分全体の確認**	**○原則として、立ち会い確認** **○元請（上位下請）への報告**
技術的指導	○技術者の配置等、法令遵守の確認 ○下請を含む請負部分全体に対する技術指導	○現場作業員の配置等、法令遵守の確認 ○受注した請負部分における作業員への技術指導
その他	○発注者等との協議・調整 ○下請からの協議事項への対応（判断等） ○請負部分全体のコスト管理 ○近隣住民等への説明等　等	○元請（上位下請）への協議 ○元請等の判断を踏まえた現場レベルの調整 ○請負部分のコスト管理　等

【論点】◆ タイプＡとタイプＢの判断基準をどうするか

○タイプＡとタイプＢの判断基準を、直接、施工を行うかどうかで整理してはどうか

・タイプＡは、直接、施工を行わない部分

・タイプＢは、直接、施工を行う部分

工場製品に関する主任技術者等による品質管理の役割（職務）

【前回までの議論】

○ 工場製品に関する主任技術者等による品質管理の役割については、過度な対応を求めることにならないよう留意するとともに、工場製品は多様であり、どのような工場製品を想定するのか整理が必要

【提案】

○工場製品に関する主任技術者等による品質管理の基本的なあり方について次のとおり整理し、監理技術者制度運用マニュアルに記載してはどうか

- 工場製品については、請負契約により調達したものだけでなく、売買契約（購入）により調達したものであっても、工事の注文者に対する品質に関する責任は一義的には元請や下請にも生ずる。
- このため、当該製品を工場へ注文した建設業者の主任技術者等は、工場での工程についても合理的な方法で品質管理を行うことが基本であり、主要な工程の立会い確認、規格品や認定品はその証明書類の確認、その他適宜合理的な方法で品質管理を行うことが不可欠である。

主任技術者等の責任者を明確化する仕組み

国土交通省

【論点】◆主任技術者等の職務遂行をどのように確認するか

【前回までの議論】

○ (提案)主任技術者等の適正な施工を証する仕組みとして、適正施行証明書を提出

○ (意見)形骸化のおそれ。全てを対象とするのは困難。重要工程の一部とするのが現実的

⇒　実効性のある方法を引き続き検討

適正施工証明書の提出 ～ 適正な施工を証する仕組みの導入

〔制度の効果〕

建設業法

○全ての下請業者による元請業者への証明書提出の義務化

○国による立入検査時の確認

建設会社

○自らの施工に対する主任技術者の役割の明確化

○適正施工に対するモチベーションの向上

発注者

○建築物等の各部毎の施工責任の明確化

○適正施工の推進による品質向上

○各建設業者による適正施工の推進

○施工にそれほど携わらない業者の排除

〔証明書の流れ〕

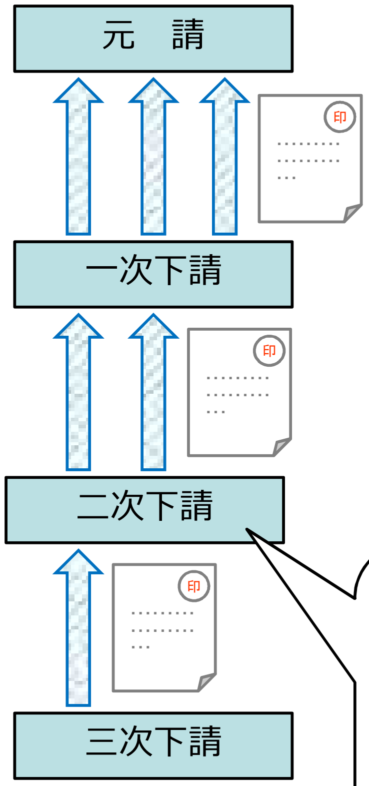

○下請の主任技術者は自ら請け負った工事について適正に施工した事を証する文書を、注文者の主任技術者等に提出。

○元請の監理技術者等は関係する全ての下請業者から当該文書を収集の上、保管しなければならない。

第9回検討会 提示内容

適正施工証明書

(株)○○○建設
主任技術者
○○ ○○

(株)○○工業
主任技術者
○○ ○○ 印

下記について、工程管理、品質管理及び下請に対する技術指導等管理を適正に実施し施工したことを証明します。

記

✓契約書に基づく工事内容等の明記
✓建設業法に基づく配置期間等
✓関係する下請の情報
✓特記事項の明記

主任技術者等の責任者を明確化する仕組み

国土交通省

【提案】 主任技術者等の責任者を明確にする仕組みとして、施工体系図を活用

○ 建設業法第２４条の７の施工体系図の作成・掲示　⇒　徹底
○ 作成義務の無い工事も施工体系図の作成・掲示⇒望ましい旨マニュアルに明示又は義務化
○ 施工体系図を発注者への提出　⇒　望ましい旨をマニュアルに明示又は義務化
※ 対応状況を踏まえ、次のステップとして「適正施工証明書」の提出を検討してはどうか

施行体系図の作成・掲示の流れ（現行）

発注者
請負契約
元請
請負契約
一次下請（代理店等）
請負契約
二次下請

施工体制台帳作成工事である旨の通知（元請→一次下請）
再下請通知書の作成・提出（一次下請→元請）
施工体制台帳作成工事である旨の通知（一次下請→二次下請）
再下請通知書の作成・提出（二次下請→一次下請）

・施工体制台帳をもとに、施工体系図を作成し、工事現場の見やすい場所に掲示

※公共工事の場合：工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示

建設業法第２４条の７

（施工体制台帳及び施工体系図の作成等）
第二十四条の七　特定建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負つた場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が政令で定める金額以上になるときは、建設工事の適正な施工を確保するため、（中略）施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない。
４　第一項の特定建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。

建設業法施行令第７条の４

（施工体制台帳及び施工体系図の作成等）
第七条の四　法第二十四条の七第一項の政令で定める金額は、三千万円とする。ただし、特定建設業者が発注者から直接請け負った建設工事が建築一式工事である場合においては、四千五百万円とする。

※入契法により、公共工事は下請契約を締結する全ての場合に作成

逐条解説（建設業法第２４条の７）

本項の規定により施工体制台帳の作成等を行わなければならない場合以外の場合であっても、建設工事の適正な施工を確保する観点から、本条の定めるところに準拠して施工体制台帳の作成等を行うことが望ましい。
（建設業法解説　改訂11版　P.217）

目次

（２）技術者の配置要件

①専任配置の法体系

②技術者の専任配置に関する要件のあり方

専任配置の法体系

第9回検討会 提示内容

○ 主任技術者等は重要な工事において専任配置しなければならない。〔建設業法第26条〕
○ 一方現場では、工事の難易度によって専任配置が必要か否かを認識している傾向。

公共性のある 又は 多数の者が利用する施設等

国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事（政令第27条第１項第１号）

公共性のある施設又は工作物に関する建設工事（政令第27条第１項第２号）
・鉄道、道路、堤防、ダム、飛行場、上水道又は下水道等（政令第15条第1号）
・発送電施設、ガス事業用施設（政令第15条第3号）

次に掲げる施設又は工作物に関する建設工事（政令第27条第１項第３号）
・石油パイプライン、電気通信施設、放送施設、学校、図書館、美術館、博物館、社会福祉施設、病院又は診療所、火葬場、廃棄物処理施設、熱供給施設、集会場、市場、百貨店、事務所、ホテル、旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿、公衆浴場、興行場、神社、寺院、教会、工場、展望塔

建設工事で工事一件の請負代金の額が二千五百万円（建築一式工事　五千万円）以上

→ **重要な工事**

→ **主任技術者等の専任配置**

専任：他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事すること。

専任配置の根拠：公共性のある、又は多数の者が利用する施設等は、より適正な施工の確保が求められているため、高い技術力を持った技術者が当該工事のみを担当することによって担保。ただし、工事規模が一定金額より小さい場合は、その限りでない。

【論点】◆現行の金額要件に代わる判断基準を設けるべきではないか

技術者の専任配置に関する要件のあり方

【工事難易度の設定について】

○ 「工事の難易度」を規定したものは「地方整備局工事技術的難易度評価実施要領」があるが、具体的には個々の発注者が技術的な知見に基づいて判断する内容となっている

⇒　定性的、定量的に工事の難易度の判断基準を規定することは困難ではないか

○ 全ての発注者に技術的な知見に基づいた判断を求めることは困難であり、「工事の難易度」を判定することは困難ではないか

○ 発注者の判断による場合は、判断がばらつく可能性がある

■地方整備局工事技術的難易度評価実施要領（抜粋）

手順４　工事の技術的難易度判定

工事の技術的難易度判定は、大項目の評価結果から表－２の判定基準に基づき、当該対象工事の｢易、やや難、難｣の判定を行うものとする。

なお、難易度の判定を行う際に、別記様式第１に示される特別考慮要因が存在する場合には、特別考慮要因のＡ、Ｂの判定も数に含めるものとする。

また、判定にあたっては、大項目の評価にＡ判定が１つあり、かつ、Ｂ判定が３個以下の場合は「やや難」と判定することを標準とするが、Ａ判定項目の工事特性に鑑み、「難」と判定してもよいものとする。

表－２　「易、やや難、難」判定基準

「易、やや難、難」の判定	大項目評価
難	・大項目の評価にA判定が２つ以上ある。 ・大項目の評価にA判定が１つあり、B判定が４個以上ある。 ・大項目の評価にA判定が１つあり、かつB判定が３個以下の場合にも、工事特性により、「難」と判定してもよい。
やや難	・大項目の評価にB判定が１つ以上あり、かつA判定がない。 ・大項目の評価にA判定が１つあり、かつB判定が３個以下である。
易	・大項目の評価にA若しくはB判定項目がない。

工事難易度評価の小項目別運用表

大項目	小項目	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]

【評価方法】
[illegible]

技術者の専任配置に関する要件のあり方

国土交通省

第9回検討会 提示内容（一部修正）

【論点】◆専任が必要な工事の評価基準としてどのような基準が適切か
◆判断を迷わない客観的かつ明確な評価が可能か

○ 専任の金額要件の対応案として次の３つの案が想定されるが、 いずれも一長一短がある。

対応案		メリット	デメリット
金額	現場施工費のみで専任を判断	・現場施工に重点を置くことから本来の趣旨に合致	・民間工事では材工一式で見積りが主流。現場施工費の厳密な切分けが困難 ・高額材料を施工管理する難易度を考慮していない ・工場製品の品質管理も必要なことが考慮されない
	月当たりの金額で専任を判断	・技術者の配置は一般的に月当たり工事高で検討されるため、企業側の必要認識に合致	・工期を意図的に長く発注し、短く施工を終了させる違法行為が容易に想定される ・工程内で繁閑があり専任が必要時期の定義が困難
難易度	発注者の難易度評価で専任を判断(民間工事は工事監理者等を活用)	・現場の感覚に近い専任配置が可能となる	・（特に民間工事で）発注者にとっては非専任となればコストダウンとなるメリットがあり、安易に非専任と判断されるおそれ

【これまで頂いた主なご意見】
○「現場施工費のみで専任を判断」について、
・ 材と工を分けて施工費がはっきりしているのであれば施工費のみで判断し、材工一式で施工費がわからなければ一式で判断するという方法もある。
・ 材料費を計上することで専任を逃れようとする者が必ず出てくると思われる。
・ 現場施工費という言葉は不明確なため、定義が必要。
○「月当たりの金額で専任を判断」について、
・ 一定の想定（みなし出来高）で算出するということはあり得る。